

## 新潟県柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域の温室効果ガス排出の抑制と地球環境への負荷低減に寄与することを目的として、個人が創エネ・省エネ機器（以下「補助対象設備」という。）を設置する経費に対して、予算の範囲内で柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 本市に住所を有する者又は本市に住所を有する目的で補助対象設備を設置し、住宅を求めようとする者をいう。
- (2) 住宅 専用住宅、集合住宅及び住宅部分の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備を自らの住宅に設置し、及び使用する者
- (2) 未使用の補助対象設備を設置する者
- (3) 自らの所有に属さない建物において補助対象設備を設置する場合であって、当該建物の所有者から書面による承諾を得ている者
- (4) 補助金を交付申請した年度内に補助対象設備の設置を完了できる者
- (5) 市税を滞納していない者

(補助対象設備等)

第5条 補助対象設備及び補助対象要件並びに申請可能な補助対象者は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表に掲げる額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

2 一つの補助対象設備に係る補助金の交付は、1回限りとする。

3 別表に定める区分の二つ以上に該当する補助対象設備の設置を同一年度において実施する場合の補助金の交付額は、当該区分ごとに算定して得た額を合算した額とし、35万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、低炭素型創エネ・省エネ機器導入事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、その旨を低炭素型創エネ・省エネ機器導入事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(事前着手の禁止)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する通知書が交付される日より前に、補助対象設備の設置(以下「補助対象事業」という。)に着手してはならない。

(事業内容の変更)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助対象事業の内容の変更(軽微な変更

を除く。)をしようとするときは、低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更が適当と認めるときは、これを承認し、その旨を低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助対象事業の廃止)

第11条 交付決定者が、補助対象事業を廃止しようとするときは、その旨を書面により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分の制限等)

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得した設備等を処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間をいう。)について、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(協力)

第17条 市長は、必要に応じ、交付決定者に対して、エネルギー使用量の報告、資料の提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和10年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条・第6条関係)

補助対象設備 の区分	設備等の要件	補助金の交付額
---------------	--------	---------

<p>燃料電池設備</p>	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録された製品であるもの</p>	<p>補助対象設備本体、附属機器等の購入に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に3分の1を乗じて得た額又は設備1台につき150,000円のいずれか少ない額</p>
<p>太陽光発電設備、エネルギー管理システム（EMS）及び定置用蓄電池</p>	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) 太陽光電池モジュールの最大合計出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 全ての太陽光電池モジュールの変換効率が15%以上であること。</p> <p>(3) 全ての太陽光電池モジュールの測定出力値が公称最大出力の95パーセントを上回ること。</p> <p>(4) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得しているエネルギー管理システム（EMS）であること。</p> <p>(5) 環境省が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業においてS I I</p>	<p>太陽光発電設備の容量（太陽光電池モジュールの変換効率が15.0パーセント以上のもの）に1キロワット当たり20,000円を乗じて得た額と蓄電池の容量に1キロワットアワー当たり40,000円を乗じて得た額を合わせた額又は200,000円のいずれか少ない額</p>

	<p>が指定する蓄電池を導入し、太陽光発電設備が発電した電力の蓄電が可能なものであり、かつ、エネルギー管理システム（EMS）と連携した電力の需給調整が可能なものであること。</p>	
<p>エネルギー管理システム（EMS）及び定置用蓄電池</p>	<p>次の全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得しているエネルギー管理システム（EMS）であること。</p> <p>(2) 環境省が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業においてSIIが指定する蓄電池を導入し、エネルギー管理システム（EMS）と連携した電力の需給調整が可能なものであること。</p>	<p>蓄電池の容量に1キロワットアワー当たり40,000円を乗じて得た額又は150,000円のいずれか少ない額</p>

（注） 上記補助対象設備等については、中古品及びリースによるものは、補助対象外とする。